海岸保全基本計画の策定にあたって

海岸保全基本計画の策定にあたって

平成 11 年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」を加えたものとなった。

海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係については、以下の図に示すとおりである。

また、海岸法改正の趣旨、海岸保全基本方針の概要、海岸保全基本計画において定めるべき事項、海岸保全基本計画の対象範囲についてを次頁以降に示す。

平成11年 海岸法の改正

「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」

防護主体の海岸整備から防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度へ

海岸保全基本方針(主務大臣)

「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」

広域海岸の区分、海岸保全の基本理念、考え方等、国 としての海岸管理の在り方(海岸の保全に関する基本的 方向性)を定めたもの。

海岸保全基本計画(都道府県知事)

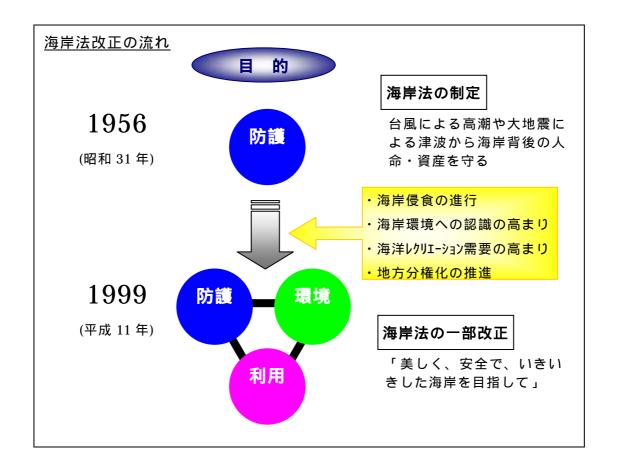
環境、利用も含めた海岸保全の基本事項、施設整備に 関する事項等を定める

策定にあたっては、地域の意見、専門家の知見を反映させるため、学識経験者、関係市町村長及び関係海岸管理者の意見聴取手続並びに関係住民の意見を反映する手続を導入することとされている。

新しい海岸保全の計画制度

1.海岸法改正の趣旨

「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」



改正の要点

<防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設>

- ・法目的に「災害からの海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用の確保」を追加。
- ・防護、環境、利用の調和のとれた海岸管理を推進。

<地域の意見を反映した海岸整備の計画制度を創設>

・海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映するための 手続きを導入。

<海岸法の対象となる海岸の拡張>

- ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸として位置づけ、管理を推進。
- ・海岸の日常的な管理における市町村参画の推進。

<海岸の適正な保全のための措置の創設>

・指定区域等において、みだりに行う一定の行為の禁止、簡易代執行制度の 創設、海岸の維持に関する原因者負担を創設。

2. 国が策定した海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針は、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするための共通理念として定められた。海岸保全基本計画は、この海岸保全基本方針に基づき、各都道府県知事が定めるものである。

1海岸の保全に関する基本的理念

~美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて~

- ・国民共有の財産としての「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していく ことを基本理念とし、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全および海岸の 適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。
- ・災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全、公衆の海岸の 適正な利用を図るため、施設の整備とあわせソフト面の対策を含め、国と地方公共団体が 相互に協力して総合的に推進する。

2 海岸の保全に関する基本的な事項

~ 国と地方の連携による総合的な海岸保全の推進~

(1)海岸の防護に関する基本的な事項

- ~地域を守る安全な海岸の整備~
- ・自然条件、災害の発生の状況を分析し、背後地の人口、資産の集積状況、利用状況等 を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。
- ・津波、高潮対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避 難のための迅速な情報伝達などソフト面の対策もあわせて講じる。
- ・侵食が進行している海岸にあっては、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況をふまえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

(2)海岸環境の整備および保全に関する基本的な事項

- ~ 自然と共生する海岸の保全と整備~
- ・自然と共生する海岸環境の保全と整備を図るとともに、特に優れた自然の保全や油流 出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。
- ・良好な海岸環境の創出を図るため、海岸保全施設を必要に応じ整備する。
- ・保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。

(3)海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

- ~ 多様なニーズに対応した海岸の実現~
- ・海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく 損なう施設の汚損、放置艇等に適切に対処する。
- ・海とのふれあいの場の確保を図るとともに、利用者マナーの啓発活動を推進する。

(4)海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

~ 防護・環境・利用の調和した施設整備~

安全な海岸の整備

- ・防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。
- ・防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進する。
- ・既存の施設については、維持補修を行うことにより耐久性の向上を図るとともに、老 朽化等により再整備が必要な施設については、環境や利用に配慮しながら順次更新し ていく。

自然豊かな海岸の整備

・海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。

親しまれる海岸の整備

・海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄 与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。

(5)海岸の保全に関するその他の重要事項

~ 行政・地域が一丸となった広範な取組の推進~

広域的・総合的な視点からの取組の推進

- ・関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進 する。
- ・レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

- ・関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意 識の向上及び防災知識の普及を図る。
- ・海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護 活動が推進されるような人材を育成する。

調査・研究の推進

- ・海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行いつつ、調査研究等を推進してい く。
- ・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されているため、 潮位、波浪等について監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を 進める。

3.海岸保全基本計画で定めるべき事項

海岸保全基本計画を作成するにあたって、定めるべき基本的な事項と留意すべき重要事項は、以下の通りである(海岸保全基本方針より抜粋)。

(1)定めるべき基本的な事項

海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

- イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
 - 自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
- ロ 海岸の防護に関する事項 防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施 しようとする施策の内容を定める。
- ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
 - 海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
- 二 海岸における公衆の適正な利用に関する事項 海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を 定める。

海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

- イ 海岸保全施設を整備しようとする区域
 - 一連の海岸保全施設を整備しようとする区域を原則として定める。
- 口 海岸保全施設の種類、規模及び配置等 イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置等について定める。
- ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の整備によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される 地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

(2)留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

関係行政機関との連携調整

海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。

地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

計画の見直し

地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

4.海岸保全基本計画の対象範囲

海岸保全基本計画は、海岸法の対象となる区域における、海岸保全施設の整備と海岸管理に関する基本的な事項を定めるものである。

海岸法の対象となる区域は水際線を挟む限定された区域であり、表 - 1 に示すように「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。

表 - 2 に示すように、このうち海岸保全施設の整備に関する対象区域は「海岸保全区域」として指定された海岸であり、海岸管理に関する対象区域は、「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」である。本基本計画においては、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸は対象範囲に含めたが、自然的・社会的情勢の変化に伴って、今後さらに対象範囲が広がる可能性もある。

なお、「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、 消波堤、離岸堤、砂浜、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設であ る。「海岸管理」とは、海岸保全区域では海岸保全施設の維持管理、占用の許可、行為の許 可等であり、一般公共海岸区域内では、占用の許可、行為の許可等である。

対象区域	海岸保全区域	海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護する ため海岸保全施設の設置、その他の管理を行う必要が あると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべ き海岸に係る一定の区域 公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域
	以公 六 /母件区场	(公共海岸) 国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地(他の法令により施設の管理を行う者がその権限に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除く)及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面
対象外	その他の海岸	港湾法や漁港法など海岸法以外の法令で管理されて いる海岸及び民有地のうち、海岸保全区域及び一般公 共海岸区域以外の海岸

表 - 1 海岸法の対象区域

表 - 2 海岸法の対象となる行為

対象となる行為	海岸保全区域	一般公共海岸区域	その他
海岸保全施設の整備		対象外	対象外
海岸の管理			対象外

注)その他の海岸であっても防護上の問題があれば、海岸保全区域の指定等を行い施設整備を行う必要があるため、本計画の対象範囲に含める。